

「令和 3 年度 P E T ボトル再生処理事業者登録」

の申請に係る重要事項（変更点等）

1. 登録対象者の区分の変更

(1) 変更の内容

当年度登録事業者、当年度登録施設の次年度登録申請の区分を、令和 2 年度登録申請までの「能力変更しない事業者」「能力変更する事業者」から「様式 2（※）を変更しない事業者」「様式 2 を変更する事業者」に変更いたします。

（※「P E T ボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書（様式 2）」）

【令和 2 年度登録申請の区分】

事業者区分	平成 31 年度登録事業者 ・平成 31 年度に当協会が登録した事業者		新規登録申請事業者 ・左記以外の事業者	
施設区分	平成 31 年度登録施設 ・平成 31 年度に当協会が登録した施設		新規登録申請施設 ・平成 31 年度登録施設以外の施設	新規登録申請施設 —
令和 2 年度施設能力変更有無（様式 2）	能力変更しない事業者 ・7 月 31 日時点の様式 2 の施設能力を変更しない	能力変更する事業者 ・7 月 31 日時点の様式 2 の施設能力を変更する	—	—
書類提出区分	①	②	③	④

【令和 3 年度登録申請の区分】

事業者区分	令和 2 年度登録事業者 ・令和 2 年度に当協会が登録した事業者		新規登録申請事業者 ・左記以外の事業者	
施設区分	令和 2 年度登録施設 ・令和 2 年度に当協会が登録した施設		新規登録申請施設 ・令和 2 年度登録施設以外の施設	新規登録申請施設 —
令和 3 年度様式 2 の変更について（※）	様式 2 を変更しない事業者 令和 2 年 7 月 31 日までに完了報告が提出された時点の様式 2 の数値を変更しない	様式 2 を変更する事業者 令和 2 年 7 月 31 日までに完了報告が提出された時点の様式 2 の数値を変更する	—	—
書類提出区分	①	②	③	④

(2) 変更の理由

令和元年度の登録申請より、再生処理事業者の書類削減を目的に、当年度登録事業者、当年度登録施設の能力を変更しない場合は、「1. 事業者関係書類」の全てと「2. 施設関係書類」の一部を提出することに変更いたしました（能力を変更する場合、「2. 施設関係書類」は変更となった書類を追加で提出）。

しかし、能力の変更を伴わない変更（例えば協会委託分と協会委託外分の比率を変更、フレーク製造収率の変更等）でも「2. 施設関係書類」の追加書類が必要となる場合もあり、書類の再

提出を求めることも多かったため、令和3年度の登録申請より区分を変更いたします。

なお、令和3年度からの「様式2の変更」とは、令和3年度の登録申請書類の様式2の数値が、令和2年度登録申請書類の令和2年7月31日までに完了報告が提出された時点の様式2の数値と変更がある場合を指します。

2. 令和4年度からの原材料保管場所に関するルール変更に伴うPETボトル再生処理施設ガイドライン及び運用ルールの変更について

令和4年度より、PETボトル再生処理ガイドラインの一部変更を検討しております。

(1) 変更箇所

1. 10 PETボトル原料、再商品化製品、残さ等の保管管理

(1) PETボトル原料の保管管理について、① 保管場所、ア.

(2) 変更内容

【現行】

ア. 原則として再生処理設備と同一敷地内又は隣接する敷地内の場所を確保すること。

【令和4年度からの変更案】

ア. PETボトル原料の保管場所は、再生処理施設と同一敷地内の場所を確保すること。なお、再生処理施設の近傍に保管する場合、廃棄物処理法、消防法等の各種関係法令及び保管場所の所在自治体における一般廃棄物の保管等に関する条例・規則・基準等を確認し、その内容を遵守しなければならない。

以上